

| | | |
|----|-------------|--------|
| 制定 | 平成12年2月25日 | 条例第1号 |
| 改正 | 平成12年10月1日 | 条例第5号 |
| 改正 | 平成13年2月23日 | 条例第1号 |
| 改正 | 平成15年2月25日 | 条例第1号 |
| 改正 | 平成16年10月29日 | 条例第2号 |
| 改正 | 平成17年10月31日 | 条例第3号 |
| 改正 | 平成18年2月28日 | 条例第6号 |
| 改正 | 平成20年3月10日 | 条例第12号 |
| 改正 | 平成21年3月16日 | 条例第6号 |
| 改正 | 平成21年8月21日 | 条例第8号 |
| 改正 | 平成24年3月9日 | 条例第2号 |
| 改正 | 平成25年8月21日 | 条例第7号 |
| 改正 | 平成27年2月27日 | 条例第4号 |
| 改正 | 平成28年2月26日 | 条例第4号 |

砺波地方介護保険組合介護保険条例

目次

| | |
|-----|------------------|
| 第1章 | この組合が行う介護保険（第1条） |
| 第2章 | 介護認定審査会（第2条・第3条） |
| 第3章 | 地域支援事業等（第4条－第8条） |
| 第4章 | 保険料（第9条－第17条） |
| 第5章 | 罰則（第18条－第22条） |
| 附則 | |

第1章 この組合が行う介護保険

（この組合が行う介護保険）

第1条 この組合が行う介護保険については、法令に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 介護認定審査会

（介護認定審査会の委員の定数）

第2条 砺波地方介護保険組合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、60人以内で規則で定める。

（規則への委任）

第3条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 地域支援事業等

（地域支援事業）

第4条 この組合は、被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、地域支援事業として、介護保険法（平成9年法律123号。以下「法」という。）第115条の45第1項各号及び第2項各号に規定する事業を行う。

2 この組合は、前項に規定する事業のほか、法第115条の45第3項各号に規定する事

業のうち地域支援事業として必要な事業を行う。

（実施の委託）

第5条 この組合は、第115条の45第2項に規定する事業（以下「包括的支援事業」という。）について、法第115条の47第1項の定める者に対し委託することができる。

2 前項の規定による委託は、包括的支援事業のすべてにつき一括して行うものとする。

3 第115条の45第1項各号及び法第115条の45第3項各号に規定する事業の全部又は一部について、この組合が適当と認める者に対して、その実施を委託することができる。

（保健福祉事業）

第6条 この組合は、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために、次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 情報提供事業

(2) 介護教室等の開催

(3) 家族リフレッシュ事業

2 この組合は、被保険者が要介護状態等となることを予防するために、次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 要支援者等の機能訓練

(2) 健康教室等の開催

3 この組合は、被保険者が受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）又は施設サービスに要した費用について、次の各号に掲げる事業を行うことができる。

(1) 高額介護サービス費相当分に対する資金の貸付け

(2) 高額介護予防サービス費相当分に対する資金の貸付け

（地域支援事業等の財源）

第7条 第4条及び第6条に定める事業の実施には、第1号被保険者の保険料を財源とすることができる。

（委任）

第8条 前4条に定めるもののほか、地域支援事業及び保健福祉事業に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

第4章 保険料

（保険料率）

第9条 平成27年度から平成29年度までにおける保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 34,600円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 41,600円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 48,500円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 62,400円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 69,300円

(6) 次のいずれかに該当する者 83,200円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各

号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第8号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 90,100円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 104,000円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 121,300円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,200円とする。

（普通徴収に係る納期）

第10条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

2 次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、理事長は納期を定め、これを当該第1号被保険者に通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第11条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1

号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は、第5号ロ又は第9条第1項第6号イ、第7号イ若しくは第8号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第4号まで又は第9条第1項第5号から第7号までに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（保険料の額の通知）

第12条 保険料の額が定まったときは、理事長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（納期前の納付）

第13条 保険料の納付義務者は、納入通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料を併せて納付することができる。

（保険料の督促手数料）

第13条の2 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めるときは、これを徴収しない。

（延滞金）

第14条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。この場合において、延滞金額に100円未満の端数があるとき又は延滞金額が100円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（保険料の徴収猶予）

第15条 理事長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著し

い損害を受けたこと。

- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由
(保険料の減免)

第16条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) その他、理事長が特に必要があると認める状況にあること。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、

直ちにその旨を理事長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告等）

第17条 第1号被保険者は、毎年度6月末日まで（6月15日以後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯員の市民税の課税の有無その他理事長が必要と認める事項を記載した申告書を理事長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者及び当該者の属する世帯の世帯員の前年中の所得について、地方税法第317条の2第1項の申告書（同法317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）がこの組合を組織する市の長に提出されている場合は、この限りでない。

第5章 罰則

（資格等に関する届出に係る罰則）

第18条 この組合は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

（被保険者証の提出に係る罰則）

第19条 この組合は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

（被保険者等に関する調査に係る罰則）

第20条 この組合は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

（保険料等を不正に免れたことに係る罰則）

第21条 この組合は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

（過料の額に関する裁量等）

第22条 前4条の過料の額は、情状により、理事長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例）

第2条 平成12年度における保険料率は、第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 3,400円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,300円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 8,400円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 10,500円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 12,600円

2 平成13年度における保険料率は、第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 10,100円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 18,900円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 25,200円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 31,500円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 37,800円

（平成12年度における普通徴収に係る納期の特例）

第3条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 11月1日から同月30日まで

第2期 1月1日から同月31日まで

2 平成13年度においては、第3期及び第4期の納期に納付すべき保険料の額は、第1期及び第2期の納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

（平成12年度及び平成13年度における普通徴収の特例）

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて第1号被保険者資格を有したとした場合の保険料額（次条において「平成12年度通年保険料額」という。）を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において第1号被保険者資格を有する月数（当該第1号被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該第1号被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて第1号被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に平成13年4月から平成13年9月までの間において第1号被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から平成14年3月までの間において第1号被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。）、ロ

及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第9条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

（関係条例の廃止）

第6条 砺波地方介護保険組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年砺波地方介護保険組合条例第26号）は、廃止する。

（平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例）

第7条 令附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第9条第1項の規定にかかわらず、45,300円とする。

（延滞金の割合等の特例）

第8条 当分の間、第14条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

第9条 介護サービス基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則（以下、「令附則」という。）第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第9条第1項の規定にかかわらず、36,500円とする。

第10条 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第9条第1項の規定にかかわらず、54,800円とする。

（改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第11条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から理事長が定める日までの間には行わず、当該理事長が定める日の翌日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から理事長が定める日までの間には行わず、当該理事長が定める日の翌日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から理事長が定める日までの間には行わず、当該理事長が定める日の翌日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から理事長が定める日までの間には行わず、当該理事長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則（平成12年10月1日 条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 23 日 条例第 1 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 2 月 25 日 条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の砺波地方介護保険組合介護保険条例第 7 条の規定は平成 15 年度以降の年度分の保険料から適用し、平成 14 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 10 月 29 日 条例第 2 号）

この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 31 日 条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 28 日 条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の砺波地方介護保険組合介護保険条例第 9 条の規定は、平成 18 年度分の保険料から適用し、平成 17 年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。（平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度における保険料率の特例）

3 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 28 号。以下「平成 18 年介護保険等改正令」という。）附則第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 18 年度の保険料率は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第 9 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第 9 条第 1 項第 1 号に該当するもの 26,600 円

(2) 第 9 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 9 条第 1 項第 2 号に該当するもの 35,500 円

(3) 第 9 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 9 条第 1 項第 3 号に該当するもの 35,500 円

(4) 第 9 条第 1 項第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 5 号）附則第 6 条第 2 項の適用を受けるもの（以下この項において「第 2 項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 9 条第 1 項第 1 号に該当するもの 30,100 円

- (5) 第9条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第9条第1項第2号に該当するもの 39,000 円
 - (6) 第9条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第9条第1項第3号に該当するもの 39,000 円
 - (7) 第9条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第9条第1項第4号に該当するもの 47,900 円
- 4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第9条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第9条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第9条第1項第1号に該当するもの 35,500 円
 - (2) 第9条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第9条第1項第2号に該当するもの 39,900 円
 - (3) 第9条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第9条第1項第3号に該当するもの 39,900 円
 - (4) 第9条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第9条第1項第1号に該当するもの 42,600 円
 - (5) 第9条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第9条第1項第2号に該当するもの 47,000 円
 - (6) 第9条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第9条第1項第3号に該当するもの 47,000 円
 - (7) 第9条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第9条第1項第4号に該当するもの 47,900 円

もの 51,500 円

5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 365 号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 28 号。以下この項において「新平成 18 年介護保険等改正令」という。）附則第 4 条第 1 項第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 20 年度の保険料率は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第 9 条第 1 項第 4 号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 9 条第 1 項第 1 号に該当するもの 35,500 円
- (2) 第 9 条第 1 項第 4 号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 9 条第 1 項第 2 号に該当するもの 39,900 円
- (3) 第 9 条第 1 項第 4 号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 9 条第 1 項第 3 号に該当するもの 39,900 円
- (4) 第 9 条第 1 項第 5 号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成 18 年介護保険等改正令附則第 4 条第 1 項第 5 号に該当する者（以下この項において「第 5 号該当者」という。）に限る。）が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 9 条第 1 項第 1 号に該当するもの 42,600 円
- (5) 第 9 条第 1 項第 5 号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第 5 号該当者に限る。）が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 9 条第 1 項第 2 号に該当するもの 47,000 円
- (6) 第 9 条第 1 項第 5 号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第 5 号該当者に限る。）が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 9 条第 1 項第 3 号に該当するもの 47,000 円
- (7) 第 9 条第 1 項第 5 号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第 5 号該当者に限る。）が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 9 条第 1 項第 4 号に該当するもの 51,500 円

[平成 18 年条例第 6 号の一部改正の附則]

附 則（平成 20 年 3 月 10 日 条例第 12 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 16 日 条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の砺波地方介護保険組合介護保険条例第9条及び第11条第3項並びに前項の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年8月21日 条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月9日 条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の砺波地方介護保険組合介護保険条例第9条及び第11条第3項並びに附則第9条及び第10条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年8月21日 条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の砺波地方介護保険組合介護保険条例附則第8条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第9条に1項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の砺波地方介護保険組合介護保険条例第9条、第10条及び第11条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度までの保険料については、なお従前の例による。